

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則

昭和三十九年十二月十九日
大阪府人事委員会規則第三号

(期末手当に係る在職期間)

第四条 条例第二条第二項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

- 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除外する。
 - 第二条第一号八からホまでに掲げる職員として在職した期間については、その全期間
 - 休職にされていた期間並びに育児休業法第二条の規定により育児休業(公益的法人等派遣職員にあつては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号。以下「育児介護休業法」という。))第二条第一号に規定する育児休業)をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である職員を除く。))及び第二条第一号チ又はリに掲げる職員として在職した期間については、その二分の一の期間
 - 法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その二分の一の期間
 - 育児休業法第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。))として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(条例第二条第六項で規定する算出率をいう。第十条第二項第四号において同じ。))を乗じて得た期間を控除して得た期間の二分の一の期間
- 公務傷病等による休職者(給与条例第二十九条第一項又は第二項ただし書の規定の適用を受ける職員、教育公務員特例法第十四条の規定の適用を受ける職員及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和三十二年法律第十七号)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。))であつた期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行わない。

(昭四〇人委規則五・昭四三人委規則一〇・昭四三人委規則三二・昭四八人委規則二・昭五七人委規則九・平四人委規則四・平一一人委規則一九・平一三人委規則一二・平一三人委規則三一・平一六人委規則一三・平一七人委規則四一・平二〇人委規則一七・平二〇人委規則三七・平二三人委規則二二・平二七人委規則四・一部改正)

第五条 基準日以前六箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が条例の適用を受ける職員となつた場合(第三号から第五号までに掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合に限る。))は、その期間内においてそれらの者として在職した期間(非常勤職員(人事委員会の定める者を除く。))として在職した期間を除く。))は、前条第一項の在職期間に算入する。

- 技能労務職員
 - 特別職に属する府の職員
 - 国又は他の地方公共団体の職員(人事委員会の定める者に限る。))
 - 退職派遣者
 - 第三号に掲げる職員に準ずると人事委員会が認める者
- 2 前項の期間の算定については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

(昭四一人委規則二〇・昭四四人委規則一五・平一三人委規則三一・平一人委規則二五・平二三人委規則一三・平二七人委規則一五・平二八人委規則二・令二人委規則五・一部改正)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第十条 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

- 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除外する。
 - 第二条第一号八からホまでに掲げる職員として在職した期間
 - 育児休業法第二条の規定により育児休業(公益的法人等派遣職員にあつては、育児介護休業法第二条第一号に規定する育児休業)をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である職員を除く。))及び第二条第一号チ又はリに掲げる職員として在職した期間
 - 休職にされていた期間(公務傷病等による休職者であつた期間を除く。))
 - 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
 - 給与条例第二十八条の規定により給与を減額された期間
 - 負傷又は疾病により勤務しなかつた期間(前号に掲げる期間に該当する期間、公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和三十二年法律第二百一十一号)第二条第二項及び第三項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第二条第二項及び第三項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。))又は公益的法人等派遣職員若しくは退職派遣者の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和三十二年法律第五十号)第七条第二項及び第三項に規定する通勤による負傷若しくは疾病により勤務しなかつた期間及び結核性疾患のため就業を禁止されたことにより勤務しなかつた期間を除く。))から職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号。以下「勤務時間条例」という。))第三条第一項及び第三項並びに第四条の規定により定められた週休日、同条例第六条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日、同条例第七条第二項に規定する知事が指定する日並びに給与条例第二十二條第一項に規定する休日等(以下「週休日等」という。))を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間
 - 勤務時間条例第十六条第一項に規定する介護休暇を与えられて勤務しなかつた期間から週休日等を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間
 - 育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認及び勤務時間条例第十七条第一項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間
 - 勤務時間条例第十六条の二第一項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間
 - 法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間
 - 基準日以前六箇月の全期間にわたつて勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

3 職員に公益的法人等派遣職員であつた期間がある場合において、当該期間中に前項第四号から第十号までに掲げる期間に相当する期間があるときは、当該期間は、前項各号に掲げる期間を含むものとする。

(昭四〇人委規則五・昭四三人委規則一〇・昭四三人委規則三二・昭五一人委規則一九・昭六三人委規則二・平元人委規則七・平二人委規則一八・平四人委規則四・平七人委規則二・平一一人委規則一九・平一三人委規則一二・平一三人委規則三一・平一六人委規則一三・平一七人委規則四一・平二〇人委規則一七・平二〇人委規則三七・平二二人委規則一四・平二七人委規則四・一部改正)

第十一条 第五条第一項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。

- 前項の期間の算定については、前条第二項各号に掲げる期間に相当する期間は、在職しなかつた期間とみなす。

(昭四一人委規則二〇・昭四四人委規則一五・平一人委規則二五・一部改正)

期末手当及び勤勉手当の支給について(通知)

制定 平成10年10月30日大人委第292号

(人事委員会の定める国又は地方公共団体の職員)

- 7 規則第2条第3号イの人事委員会の定める国又は他の地方公共団体の職員は、期末手当及び勤勉手当(これらに相当する給与を含む。)の支給について、条例の適用を受ける職員としての在職期間を国又は他の地方公共団体の職員としての在職期間に通算することを認めている国(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人を含む。第9項において同じ。)又は他の地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人を含む。第9項において同じ。)の職員(人事委員会が通算することが適当でないと認める者を除く。)とする。
(平16大人委1181・平17大人委2205・一部改正、平21大人委2134・旧第8項繰上・一部改正、令2大人委2694・一部改正)
- 8 規則第5条第1項第3号(規則第11条第1項において準用する場合を含む。)の人事委員会の定める国又は他の地方公共団体の職員は、次の各号に掲げる場合に該当する国又は他の地方公共団体の職員とする。ただし、期末手当及び勤勉手当(これらに相当する給与を含む。)の支給について条例の適用を受ける職員としての在職期間を国又は他の地方公共団体の職員としての在職期間に通算することを認めていない国又は他の地方公共団体の職員であった場合を除く。
- (1) 国又は他の地方公共団体の職員が国又は他の地方公共団体の業務の本府への移管により条例の適用を受ける職員となった場合
 - (2) 国又は他の地方公共団体の職員が、国又は他の地方公共団体の業務と密接な関連を有する本府の業務の必要上、本府と国又は他の地方公共団体との相互了解のもとに行われる計画的な人事交流により、条例の適用を受ける職員となった場合
 - (3) その他前二号に掲げる場合に準ずる場合であって、任命権者が人事委員会と協議して定める場合
(平21大人委2134・旧第9項繰上・一部改正、平30大人委2227・一部改正)

(人事委員会が定める職員)

- 9 規則の別表第1の職員欄の「人事委員会が定める職員」は、それぞれ別表第1の職員欄に定める職員とする。
(平13大人委454・一部改正、平21大人委2134・旧第10項繰上)
- 10 規則の別表第1の加算割合欄の「人事委員会が別に定める職員」は、それぞれ別表第2の職員欄に掲げる職員とする。
(平13大人委454・一部改正、平21大人委2134・旧第11項繰上)

～ (略) ～

(国又は地方公共団体の職員に準ずると人事委員会が認める者)

- 19 規則第2条第3号ハに規定する「人事委員会が認める者」は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条に規定する独立行政法人のうち、同法第2条第4項に規定する行政執行法人以外の独立行政法人に勤務する職員及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人に勤務する職員並びに地方独立行政法人法(平成15年法律第108号)第2条に規定する地方独立行政法人のうち、同法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人に勤務する職員(以下「独立行政法人等」という。次項において同じ。)のうち期末手当及び勤勉手当(これらに相当する給与を含む。)の支給について、条例の適用を受ける職員としての在職期間を当該独立行政法人等の職員としての在職期間に通算することを認めている独立行政法人等の職員(人事委員会が通算することが適当でないと認める者を除く。)とする。
(平17大人委2205・全改、平18大人委2395・旧第22項繰下、平19大人委2309・旧第23項繰下、平21大人委2134・旧第24項繰上・一部改正、令2大人委2694・一部改正)
- 20 規則第5条第1項第5号に規定する「人事委員会が認める者」は、次の各号に掲げる場合に該当する職員のうち、独立行政法人等に勤務する職員のうち期末手当及び勤勉手当(これらに相当する給与を含む。)の支給について条例の適用を受ける職員としての在職期間を当該独立行政法人等の職員としての在職期間に通算することを認めている独立行政法人等の職員(人事委員会が通算することが適当でないと認める者を除く。)とする。
- (1) 独立行政法人等の教育職員が条例の適用を受ける教育職員となった場合
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合であって、独立行政法人等の職員が、独立行政法人等の業務と密接な関連を有する本府の業務の必要上、本府と地方独立行政法人等の相互了解のもとに行われる計画的な人事交流により、条例の適用を受ける職員となった場合
(平17大人委2205・追加、平18大人委2395・旧第23項繰下、平19大人委2309・旧第24項繰下、平21大人委2134・旧第25項繰上・一部改正、平29大人委2404・一部改正)